

令和 7 年度美祢市障害者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、次のとおり調達方針を策定する。

2 適用範囲

この方針は、美祢市の全組織を対象とする。

3 対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げるもののうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（障害者総合支援法）に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

- (2) 障害者を多く雇用している企業等

【企業等】

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所(※)
 - ※(ア) 障害者の雇用数が 5 人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の 20%以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度障害者の割合が 30%以上

- (3) 在宅就業障害者等

【在宅就業障害者等】

- ア 在宅就業障害者(在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者)
- イ 在宅就業支援団体(在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体)

4 調達する物品等

市が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

菓子類、野菜・果物、弁当、パン、陶芸品、ろうそく、その他市が調達可能な物品

(2) 役務

清掃、草刈り、剪定、封入、縫製その他市が調達可能な役務

5 調達の目標

令和7年度は、障害者就労施設等から調達した件数又は金額のいずれかの合計が前年度実績を上回ることを目標とする。

6 調達の実施

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに本市各部署に対し障害者就労施設等からの優先調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号に規定する随意契約として契約する。

7 共同受注窓口の活用

発注情報の提供や施設等の情報収集、受発注の取りまとめ等に当たっては、施設等の共同受注窓口として設置している「総合相談支援センターみね」を活用する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は、翌年度の6月までに概要を取りまとめ、市のホームページ等により公表する。

9 担当窓口

この調達方針の担当窓口は、市民福祉部福祉課とする。